

平成30年度 第9回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年12月

魚沼市農業委員会

平成30年度第9回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 19名 定員 19名
 欠席 0名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	蕓澤芳子	
○		2	佐藤新一	
○		3	渡邊正一	
○		4	櫻井信夫	
○		5	大塚和子	
○		6	小幡悦男	
○		7	中澤正規	
○		8	桜井誠	
○		9	森山行雄	
○		10	森山武郎	
○		11	酒井浩	
○		12	松田敏彦	
○		13	佐藤正喜	
○		14	桑原正文	
○		15	渡邊弘義	
○		16	佐藤廣治	
○		17	富永虎良	
○		18	小西正春	
○		19	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		米山真里	
○		穴沢優子	

平成30年度 第9回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成30年12月25日

日程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について <u>1 番 菫澤 芳子 委員</u> <u>2 番 佐藤 新一 委員</u>
3	報告第1号 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約） について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について 農地法の適用を受けない事実確認の決定について 農用地利用集積計画の意見決定について
5		その他 閉会宣言 14 時 30 分

平成30年度第9回魚沼市農業委員会総会議事録

平成30年度第9回魚沼市農業委員会総会は、平成30年12月25日魚沼市広神コミュニティセンター3階講堂に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（米山事務局長）

総会の時間になりましたので、年末のお忙しい中、皆様全員お集まりいただいたということでありありがとうございます。そして、今日は総会後に地区別推進検討会なるものを予定しております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは本日の出席者数をご報告いたします。委員定数19名のうち、欠席の届け出はありませんでした。ですので、出席者数19名でございます。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成30年度第9回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。

(時刻は13時30分)

上村会長
(挨拶)

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（米山事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をということでお願ひいたします。

第1地区部会会長（森山武郎委員）

第1部会は特段報告事項ありません。

第2地区部会会長（桑原正文委員）

特にありません。

第3地区部会会長（佐藤正喜委員）

私どもの第3部会も特にありませんでした。

第4地区部会会長（渡邊弘義委員）

特にありません。

第4地区部会会長（中澤正規委員）

広報部会は、農業委員会だより27号を今発行に向けて編纂中であります。大変沢山の方から寄稿いただきまして、ありがとうございました。なお、全部載せるわけになりませんので、漏れた方についてはまた次回に考えております。大変ありがとうございました。以上です。

議長（上村会長）

ただいま、事務局並びに各部会から会務報告並びに部会報告がありました。その他、内容等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、先に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について、会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議席番号1番菰澤芳子委員及び議席番号2番佐藤新一委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について

議長（上村会長）

日程第3報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書3ページをお願いします。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は19件の届出がありました。詳細については事前配付のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告のとおり事前配付ということで目をとおしていただけたかと思えます。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。「異議なし」の声あり。
異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の9ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は11件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、市内の方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書11ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転贈与1件、売買2件、使用貸借権設定1件、合計4件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	2,438㎡
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

権利種別 所有権移転 贈与

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。申請地は譲受人の自宅近くの農地です。譲渡人が県外に居住しているため、耕作することが困難なことから贈与の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号2 申請地 * * * * * 田ほか1筆 合計 793 m²

譲渡人 * * * * *

譲受人 * * * * *

権利種別 所有権移転 売買 全体で * * * * * 円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を所得しましたが、市外に居住しており耕作が出来ないことから、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は認定農業者であり、大型機械を所有しております。経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

整理番号3 申請地 * * * * * 田ほか2筆 合計 2,969 m²

譲渡人 * * * * *

譲受人 * * * * *

権利種別 所有権移転 売買 全体で * * * * * 円

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人は相続により農地を所得しましたが、市外に居住しており耕作が出来ないことから、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しておりますし、経験年数も十分ありますので、今後も効率よく耕作をしていくことが見込めると考えます。

次の整理番号4番は、農業者年金受給のための経営移譲で、親子の使用貸借権の設定です。内容につきましては事前配付のとおりです。

以上、整理番号1番から4番まで議案書に記載のあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

それでは、事務局に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明がありましたらお願いいたします。

小幡悦男委員

整理番号1番ですが、過去に一括で手続した経緯がある田畑ですが、いろいろ税金等の問題で年次ごとに分割しようということで、今年度はこの面積にあたるわけですが、いろいろ話を聞いてみますと、今年度また来年度にかけてやって地域一帯を完了したいというような、本人からの話がありました。あとは事務局の言うとおりでございます。

小西正春委員

整理番号2番の * * * * * ですが、親父さんが亡くなり、本人は * * * * * です

が、それで買い手を探していたというようなこと、*****からちょうどよく話があったもので、決まったということです。問題ないと思います。

整理番号3番の*****の件ですが、これはずっとこの方、*****が部分耕作というかたちで面倒を見てきたもので、名義が変わるだけで何の問題もないと思います。

議長（上村会長）

ただいま、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になしですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転贈与に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、所有権移転売買に関する整理番号2番、3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、貸借権設定に係る使用貸借に関する整理番号4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」についての整理番号1番から4番まで、異議なしと認め申請どおり許可いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の13ページをお願いします。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

なお、この案件につきましては議事参与の制限により*****委員より退席をお願いしたいと思います。

（*****退室）

整理番号1	申請地	*****	田	356 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	所有権移転	売買	*****円
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		

申請概要 一般住宅1棟2階建てカーポート
転用目的 一般住宅用敷地
判断理由 都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第1種居住地域）が定められているため。

申請地は*****地内の農地です。市内の*****に住んでいますが、家族が増え手狭になったため、適地を探していたところ、譲渡人との話がまとまり、一般住宅を建設する旨、この度申請があったものです。

申請地の一部には車庫のコンクリートの基礎があり、一部には庭石等が置かれておりますので、始末書が提出されております。

議長（上村会長）

議案第2号、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明ありましたらお願いいたします。

佐藤新一委員

整理番号1番ですが、12月20日に現地確認に行ってきました。今事務局の説明のとおりでございますので、間違いはないと思います。

議長（上村会長）

ただいま事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」についての整理番号1番について、申請どおり許可相当に決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当に決定し、県に進達いたします。

（*****着席）

農地法の適用を受けない事実確認の決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の15ページをお願いします。

議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑ほか2筆	合計464㎡
	申請者	*****		
	非農地の原因	昭和40年ごろから耕作しておらず原野化しており		

農地として復元することが困難なため。

議長（上村会長）

事務局の説明が終わりました。内容について、質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法の適用を受けない事実確認の決定」についての整理番号1番について、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、申請どおり決定いたします。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局（穴沢副参事）

議案書の17ページをお願いします。

日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定を求めるものです。

利用権（設定）	件数	283 件
	筆数	917 筆
	面積	866,244.55 m ²

なお、詳細につきましては、事前配付のとおりです。

次に、所有権移転ですが、議案書の95ページをお願いします。

今月は所有権移転売買2件です。

説明の前に、議案書の訂正を1箇所お願いいたします。整理番号1の所有権を移転する者の住所のところですが、*****の後のところが「？」になっておりまして、「*****」という文字を書き加えてください。「*****」と読みます。よろしく申し上げます。それでは説明いたします。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田ほか1筆
		合計	899 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格	*****円	

整理番号 2	所有権を移転する農用地	*****	田ほか 7 筆
			合計 5,736 m ²
	所有権を移転する者	*****	
	所有権の移転を受ける者	*****	
	売却価格	*****円	

利用権設定につきまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議 長（上村会長）

ただいま、議案第 4 号につきまして事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特にないようですので、採決に入ります。議案第 4 号「農用地利用集積計画の意見決定」については、報告のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

その他

事務局（穴沢副参事）

- ・ 農業者年金の加入推進活動記録簿の提出のお願い

事務局（米山事務局長）

- ・ 配付資料「農業委員等の綱紀粛正について通知」の説明
- ・ 農業新聞表紙の掲載記事について紹介
- ・ 配付資料「底地全面コンクリート張り農業用施設事前届け出」の説明
- ・ 配付資料「農地法関係事務にかかる処理基準について」の説明
- ・ 配付資料「所有者不明地、相続未登記農地の活用について」の説明

議 長（上村会長）

それでは、本日の提案いたしました報告、議案それぞれにつきましては、終了をさせていただきます。慎重審議大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 30 分）

上記会議の内容は、平成 30 年度第 9 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
